

平成 24 年度

# 学生寮のしおり

鈴鹿工業高等専門学校

青峰寮

## 目 次

学生寮運営の基本方針	1
1．学生寮とは	
2．学生寮の運営体制	
3．入寮に関する原則	
4．寮生指導等	
5．寮則違反等の対応	
学生寮での生活	2
1．寮生活の日課	
2．寮への持込品	
3．荷物の搬入および宅配便について	
4．寮の管理運営体制	
5．寮の諸行事	
寮の施設・設備とその利用法	8
1．寮棟について	
2．居室の使用について	
3．寮棟内の共同設備等の利用について	
4．寮棟以外の施設について	
5．その他	
寮で必要な経費	11
1．学生寮経費について	
2．給食費について	
3．欠食する場合の手続きと返金について	
寮生心得（寮生活を楽しく過ごすために）	12
1．思いやりの心を持って	
2．共同生活の基本ルール	
3．病気と保健衛生	
4．火災予防と交通事故防止	
5．現金や貴重品の管理	

表紙写真説明

1 寮（女子寮） （全ての女子学生）	2 寮 （男子留学生・専攻科生）
4 寮 （男子低学年生）	A 寮 （男子高学年生）

### 各寮寮監室の電話番号

A 寮寮監室	059-368-1855（休日 8 時 30 分～17 時 00 分，全日 17 時 00 分～翌朝 8 時 30 分）
1 寮寮監室	059-368-1872（全日 17 時 00 分～翌朝 8 時 30 分）
4 寮寮監室	059-368-1856（全日 17 時 00 分～翌朝 8 時 30 分）
寮事務室	059-368-1734（平日 8 時 30 分～17 時 00 分）

## 学生寮運営の基本方針

本校では、以下の基本方針のもと教育寮として学生寮を運営しています。

### 1. 学生寮とは

本校の学生寮は教育寮です。教育寮とは、「規律正しい生活訓練を通じて、学生の人間形成を助長し、かつ学生の学習に便宜を与え、本校の教育目標達成に資する教育施設」のことです。

### 2. 学生寮の運営体制

寮生の安全を確保するとともに規律ある寮生活を維持するために全教員が寮監として輪番で学生寮での当直勤務（宿直・日直）を行います。各寮の玄関には、防犯装置が設置されており、寮生の安全に配慮しています。

### 3. 入寮に関する原則

(1) 1, 2年生で自宅通学が不可能な学生は学生寮に入寮することを原則とします。

ただし、病気・怪我などの特別な理由によって共同生活を営むことが困難な学生、あるいは学生寮運営に定められた「諸規則」に馴染めない学生などは、保護者からの申し出によって、別に定める「下宿取扱要領」により学生寮以外の場所からの通学を認めることがあります。このような場合は、必ず事前に担任および学生主事に相談して下さい。

(2) 入寮の選考は、入寮願を届出した学生について、以下の事項を考慮して行います。

#### 1) 選考において考慮する事項

寮規則を遵守することができ、かつ共同生活を行う上で支障がない者

自宅通学が困難である者

自宅において著しく学習が困難である者

その他就学上入寮を必要とする特別な理由がある者

#### 2) 選考の優先順位

##### (ア) 年度始めの選考

新入生（編入生を含む）

特別な事情がある学生

継続して入寮を希望する学生

新規に入寮を希望する2年生

##### (イ) 年度途中（原則として1年生）の選考

前記1)の各号を考慮し、選考します。

(3) 選考順位が同等の場合は下級生を優先します。

(4) 3年生以上の新規入寮は原則として認めません。

(5) 学寮運営規則第13条の規定により、退寮を命じられた者の再入寮は原則として認めません。

### 4. 寮生指導等

低学年（1, 2年生）では、主に規律ある生活習慣を身につけさせること、高学年ではその素養を基礎として自己確立及び自律の精神を培うことを指導方針とします。そのため、特に新入生に対しては生活指導・ガイダンス等を充実し、早期に寮生活に慣れるよう指導します。また主体的な生活態度を育成するため、寮生役員会の活動の充実、点呼・清掃等の徹底、寮行事の活性化を通して全寮生の自律・責任意識の向上を図ります。

### 5. 寮則違反等の対応

低学年（1, 2年生）においては就学年令等を考慮してとくに慎重に対処しますが、学寮運営規則や寮生心得に違反した寮生には、反省文や特別誓約書の提出などの指導措置や退寮等の処分を行います。

本学生寮における処分は、違反事項をポイント化した反則点に基づいて行われています。具体的には、反則点が 15 点に達すると、原則退寮していただくこととなります。また、反則点は次回の入寮選考の資料となります。これは 1 年間（2 期分）の無違反によりクリアされますが、軽微な違反のあった場合でも反則点は持ち越されます。なお、学生寮における主な違反事項と反則点は、以下のとおりです。

学生寮における主な違反事項と反則点

違反事項	1 回あたりの反則点
飲酒・喫煙・窃盗（寮内）	15
深夜徘徊（校外）	15
飲酒・喫煙・窃盗（寮外）	12
不正在寮・意識をした無断外出や無届帰省	10
他人への迷惑行為（騒ぎ・麻雀等，他室就寝）	10
深夜の校内徘徊	10
外出・帰省願い等の未提出	5
帰寮届（外出・帰省願）の未提出	2
禁止品の持込（電気機器・自動車等）	2
週番勤務不良	2
自室の整理整頓注意	2
就寝前（夜）の点呼欠席	2
朝・夕の点呼欠席	1
その他	主事補会議にて審議

## 学生寮での生活

### 1. 寮生活の日課

#### (1) 点呼

寮生の所在と安全確認のために、1 日 3 回（4, 5 年生は 2 回）の点呼を行っています。

朝点呼（全寮生）：7 時 30 分（休日は 8 時）

休日の翌日を除く平日は、1, 2 年生はグラウンド（試験実施日と雨天時は寮内）で、3~5 年生は寮内で宿直寮監立ち会いのもと点呼を受けます。また、休日の翌日は、全員寮内で点呼を受けます。なお、休日は 8 時に全員寮内で点呼を受けます。

夕点呼（1~3 年）：20 時 30 分

宿直寮監立ち会いのもと寮内で指導班長の点呼を受けます。20 時 30 分までに帰寮できない者は、事前に寮監に「外出願」を提出して許可を受けておく必要があります。許可基準は 4 ページを参照してください。

夜点呼（全寮生）：22 時 30 分

寮内で宿直寮監の点呼を受けます。

#### (2) 食事

9 ページの「食堂の利用法」、11 ページの「週末等の食事について」および「欠食する場合の手続き」を参照してください。

#### (3) 入浴

9 ページの浴場の利用法を参照してください。

#### (4) 消灯と就寝

居室等の消灯は、23 時です。22 時 30 分の夜点呼後、就寝準備をして 23 時に消灯して就寝します。消灯後も勉強したい場合、原則 24 時まで机上灯を使用して勉強することができます。ただし、

試験期間を考慮して、試験の2週間前から試験中は終夜、机上灯による勉強が可能となります。なお、複数名が一室に居住している場合には、カーテンを引いて、寝ている人に迷惑をかけないようにしてください。また、4,5年生については、試験期間に関係なく、終夜、机上灯による勉強が可能となります。

### 学生寮の日課時限

時刻	日課	時刻	日課
7時30分	起床 朝点呼(全寮生) 朝食(7時30分~8時30分)	17時30分	夕食(17時30分~19時25分) 入浴(17時30分~20時25分)
8時30分	登校	20時30分	夕点呼(1~3年生) 自習時間(20時30分~22時30分)
8時50分	閉寮	22時30分	夜点呼(全寮生)
12時10分	開寮 昼食(12時10分~13時00分)	23時00分	消灯・就寝
13時00分	閉寮	門限	1~3年生:20時25分 4,5年生男子:22時25分 4,5年生女子:21時25分
14時35分	開寮	清掃	月曜日および木曜日

#### (5) アルバイトの許可基準について

全学年とも学生主事および寮務主事の許可を得た「アルバイト許可願」の提出を必要とする

学年別許可基準

1,2年生

全面的に禁止

3年生

土,日曜日(平日は禁止)

4,5年生

金,土,日曜日以外の平日は,原則2日以内

長期休業期間については通学生と同じ基準を適応する

#### (6) 外泊・帰省

寮生は,土日が休日の場合,金曜日の放課後から帰省することができます。その場合,翌週の月曜日に直接登校することも認められています。帰省する場合,週番を通して帰省する週の木曜日に「帰省(外泊)願」を宿直寮監に提出して帰省の許可を受けて下さい。平日等に帰省する場合には学級担任等の許可を受けて下さい。祝祭日の前日に帰省する場合も同様の手続きをとれば帰省できます。

帰寮時には,保護者の自筆署名のある「帰寮届」を寮監に提出して下さい。帰寮時間は20時25分までを厳守して下さい。急病等で帰寮できない場合には,遅くとも帰寮日の20時までに保護者から宿直寮監に必ず電話連絡して下さい(各寮寮監室の電話番号は表紙裏にあります)。

### 外出願

外出願		帰寮届	
年 月 日 提出			
寮監 B	寮 号室 学年学科 年 科	寮 号室 学年学科 年 科	
	氏 名	A 氏 名 (自署すること)	
外出期間	月 日 時 分 ~ 時 分	監 C 帰寮時間 月 日 時 分	
外出先		点呼時間に遅れた場合はその理由を 記入すること	
目的		理由	
連絡先の 電話番号			
提出 ①朝点呼前に外出するとき ②自習時間中に外出するとき		◎寮監に直接提出すること	

外出願の書き方

寮生はA項目内を自著し、当直寮監、担任、指導教員（卒研関係）あるいはクラブ部長（クラブ関係）に提出して許可を得ます（B欄に認印が押印されます）。帰寮届側のみが寮生に返却され、帰寮時にC欄に帰寮時間を加筆して寮監に提出します。

外出願の提出について

外出願の許可基準は以下のように決められています。許可時間・基準を確認してください。なお、アルバイトによる外出願の提出に関しては前項目を確認してください。

クラブ活動の試合などで帰寮が遅れる場合は引率教員から各寮監室へ電話連絡をしてもらってください。4,5年生が高専祭や卒業研究などで外出が必要な場合は指導教員の押印により22:25まで外出が認められます。また、個人的な理由による早朝の時間外外出は認められません。

外出願許可基準

学年	1	2	3
図書館	不可		21:25まで可
アルバイト	不可		土・日のみ21:25まで可
クラブ活動	原則夕点呼までに帰寮すること(指導教員の押印・連絡により,21:25まで可)		
高専祭・卒研	不可		
食事(平日)	保護者等の近親者の同伴ならば、21:25まで可		
食事(金,土,日,祝日)	保護者等の近親者および先輩等の同伴ならば、21:25まで可		

帰省(外泊)願

帰省(外泊)願				帰寮届			
年 月 日 提出							
寮 号	室 号	寮 年	室 科	寮 年	室 科	寮 年	室 科
氏 名		氏 名		氏 名		氏 名	
氏 名		氏 名		氏 名		氏 名	
期 間	自 月 日 ( ) 時	至 月 日 ( ) 時	又	許 可 期 限	月 日 ( ) 時	許 可 期 限	月 日 ( ) 時
期 間	自 月 日 ( ) 時	至 月 日 ( ) 時	又	許 可 期 限	月 日 ( ) 時	許 可 期 限	月 日 ( ) 時
帰省先 電話番号				点呼時間に遅れた場合はその理由を 記入すること			
[外泊に関する事]親戚友人宅など				理由			
保護者への連絡・了承 外泊先の氏名 (間柄)				保 護 者			
同住所 電話番号				氏 名			
外泊の目的				(記名押印又は署名)			
◎平日帰省するときには担任の許可 を受けること。				◎寮監に直接提出すること			

帰省(外泊)願の書き方

寮生はA項目内を自著し、当直寮監、担任、指導教員（卒研関係）あるいはクラブ部長（クラブ関係）に提出して許可を得ます（B欄に認印が押印されます）。帰寮届側のみが寮生に返却されます。帰省した際、保護者に氏名をD欄に自著してもらってください（保護者自著のないものは軽微な寮則違反になります）。寮生は、帰寮時にC欄に帰寮時間を加筆して寮監に提出します。

帰省の際の帰寮日に関して、1,2,3年生は夕点呼を、4,5年生は夜点呼を受けてください。また、早朝帰寮したい場合は朝点呼後に帰寮時間を設定してください。

帰省（外泊）願 帰寮時間について

学年	1, 2, 3	4, 5
夜間帰寮する場合（男子）	20：25 までに帰寮	22：25 までに帰寮
夜間帰寮する場合（女子）	20：25 までに帰寮	21：25 までに帰寮
早朝帰寮する場合（休日）	8：05 以降に帰寮	
早朝帰寮する場合（平日）	7：35 以降に帰寮	

2. 寮への持込品

(1) 必要な持込品（持込品には必ず氏名を書いてください。）

品 目	摘 要
寝具一式	掛布団（標準サイズ）、敷布団（標準サイズ）、毛布、枕、（枕カバーの色、形、寸法などは自由です） ベッドは幅 94 cm、奥行 190 cmです。 * 掛布団カバー（155×220cm）、敷布団カバー（160×280cm）については、一括購入しますので、持参する必要はありません。
印鑑	本人の認印
洗面用具一式	歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、石鹸、シャンプー、洗面器など
衣類一式	制服、普段着（ジャージ類など中学校で使用したもの可）、パジャマ、下着類など
日用品一式	ハンガー、湯飲み、傘、洗濯かご、洗濯用洗剤、運動靴、裁縫用具、くずかご、体温計、衣装ケース（高さ 40cm 以内のもの）、OA タップ（集中スイッチ式が望ましい）など
電気スタンド	机上用 1 個（タッチセンサー式でない方が望ましい）

\* 南京錠など必要となることがありましたら、その都度お知らせ致します。また、病気等で医療機関の治療を受けるときには「保険証」が必要ですので、在寮期間中は常に所持して下さい。

\* 入寮時のスリッパは一括購入しますので持参する必要はありません。

(2) 持込任意品

品 目	注 意 事 項
自 転 車	スタンドは両立型が望ましく、チェーンロック式の鍵を必ずつけること（二重ロックとする）。また、退寮時には必ず持ち帰るか、所定の手続きにより処分をすること（放置された場合には、自宅に着払いで送付措置をとることもあります）。
パソコン	ノートパソコンのみ可能（別モニター、キーボード、外部スピーカー等は不可）
ヘアードライヤー	ターボ使用時 1200 W 以下、セット時 800 W 以下
扇風機	タイマー付のものが良い
電気蚊取器	蚊取り線香は火災の恐れがあるので禁止
常備薬	飲みなれた風邪薬など
携帯電話	

(3) 持込禁止品

<p>自動車・原動機付自転車及び自動二輪車                      電化製品（テレビ、冷蔵庫、大型のオーディオ製品 持込は、片手で容易に持ち運びが可能なポータブルタイプのものとし、ヘッドホンを着用して使用すること 等）                      電気器具類（炊飯器、オーブントースター、電気ポット、コーヒーメーカー、電熱器、コタツ、ストーブ、足温器、電気毛布、布団乾燥機、アイロン等）                      人に危害を加える恐れのあるもの（ナイフ等）                      ガソリン、シンナー等の引火性のある薬品類、お香などの火の気のあるもの全て                      遊具（ゲーム機、マージャンパイ、花札等）</p>
--

注意) 集団生活の場であることを考えて、他人に迷惑になるもの、高価なもの、遊具類や火災の心配のあるものなどは一切持ち込まないで下さい。また、持込可能か否かの不明な物品については、寮事務室にてお聞きください。

(4) 現金

学生寮内では、紛失事故等を未然に防ぐために、多額の現金を所持しないように指導しています。多額の現金については寮事務室に預けることが可能です。また、必要なときには、最寄りの郵便局、銀行等の現金預払機で、その都度引出して下さい。

最寄りの金融機関等

区 分	金融機関等名	所 在 地 等
郵便局	旭が丘郵便局	東旭が丘 3-10-1 TEL059-386-0818
	暁郵便局	南玉垣町玉垣 4969 TEL059-387-9540
	白子郵便局	白子町 2796-1 TEL059-386-0800
銀 行	百五銀行旭が丘支店	中旭が丘 2-7-1 TEL059-386-3105
	三重銀行旭が丘支店	中旭が丘 3-10-26 TEL059-387-2531
	第三銀行玉垣支店	南玉垣町 5654-1 TEL059-382-1151

ATM は、近隣のスーパー、コンビニ等でも利用できます。

(5) 留意事項

残念なことですが、学生寮内で盗難・紛失事故が発生することがあります。本校でもその対策を講じていますが、このような事故を防ぐため、貴重品の持ち込みは遠慮してもらっています。また、持込品については、次の要領で氏名を必ず記入するとともに、しっかり管理して下さい。特に、財布や保険証などの貴重品は机の引き出しなどに必ず施錠して保管して下さい。

(記入要領)以下の例のように、入学年度、所属学科の略号及び氏名をはっきりと書いてください。

例	入学年度 (H00) - *(略号) - 氏名 (青峰 太郎)
---	---------------------------------

\* (略号) 機械工学科 M, 電気電子工学科 E, 電子情報工学科 I,  
生物応用化学科 C, 材料工学科 S

3. 荷物の搬入および宅配便について

自家用車の場合

事故防止のため、学生寮地区への自家用車の乗り入れは原則禁止しています。学内の駐車場より搬入して下さい。なお、学生寮地区へ乗り入れたい場合には、寮事務室で許可を得てください。

宅配便の場合

土曜日、日曜日、祝祭日は配達されませんが、平日(8時30分~17時00分)には、寮事務室にて荷物の受け取りをしています。下記住所に送付して下さい。なお、代引き等は原則取り扱いません。

送付先宛名	〒510-0294 鈴鹿市白子町 6742-1
	鈴鹿高専 青峰寮内 電話 059-368-1734
	学年 学科 本人氏名

4. 寮の管理運営体制

寮生が安心して生活できるように、多くの方が協力しています。

(1) 寮務主事、寮務主事補、当直寮監

寮務主事や寮務主事補及び当直寮監(宿直・日直)が寮生全体の指導にあたります。

学生寮には毎日3名の教員が宿直寮監として宿泊勤務(17時00分~翌朝8時30分)します。また、祝祭日等には1名の寮監が日直勤務(8時30分~17時00分)します。気軽に寮監室を訪ねて下さい。なお、万一事故が発生したときなどには、当直寮監は保護者に電話連絡することによって、必要な対策を取ることになっています。

寮生が病気になったときには、寮母、寮事務室または寮監に連絡して下さい。医療機関にかかる場合には保険証が必要になるので、必ず持参して下さい。なお、本校から最寄りの医療機関は次の通りです。

岡田耳鼻咽喉科	059-368-3933	旭が丘歯科	059-388-2525
とうかい整形外科すずか	059-368-0055	岩間眼科	059-388-0606
旭が丘ファミリークリニック(内科)	059-386-1222	長瀬内科	059-386-5121

(2) 寮事務室（平日 8 時 30 分～17 時 00 分）の役割について

学生寮の諸行事  
 学生の入寮，退寮の手続きに関する事務  
 在寮証明書の発行  
 寮生の郵便物の授受，配付  
 病人の世話  
 その他学生寮に関すること

(3) 寮長，副寮長，指導班長

各寮棟には，寮長，副寮長，指導班長と呼ばれる上級生の役員が寮生の相談事や寮内での様々な世話をしています。

(4) 週番と各種委員会

学生寮では種々の役割を寮生が分担しています。一日の日課の円滑な進行をする「週番」は輪番制になっています。また，寮の役員を分担することもあります。寮には以下の各種委員会が設置されており，寮生が自主的に計画を立てて，活動しています。

総務，保健衛生，レクリエーション，環境整備，広報
--------------------------

5. 寮の諸行事

学生寮では寮生活を楽しく過ごすために，例年次のような催し物が計画されています。

「新入寮生歓迎夕食会」	新入寮生を歓迎する催しです。
「青峰寮祭」	年 2 回，夏季と冬季に開催する寮生相互の親睦を深める催しです。
「留学生との交流会」	寮生と留学生との親睦を深める催しです。
「卒業生を送る会」	卒業する寮生と在寮生とのお別れ会です。

## 寮の施設・設備とその利用法

### 1. 寮棟について

本校の学生寮は、「青峰寮」と呼ばれ、第1～第4青峰寮及び青峰寮Aから成り立っています。原則、男子1～3年生は第4寮に、4、5年生はA寮に、女子学生（留学生および専攻科生を含む）は全員が第1寮（女子寮）で寮生活をします。第2寮は、男子の留学生及び専攻科生が居住しています。

外部からの侵入者等、夜間の安全管理のために、男子寮の玄関は23時に施錠します（翌朝7時に解錠）。女子寮の玄関は自動ロック式ドアで21時30分に施錠（翌朝7時に解錠）します。また、窓等には赤外線センサーや面格子が取り付けられています。

また、裏表紙に記載の学生寮地区配置図のとおり、学生寮地区には寮生活のための様々な施設・設備があります。

### 2. 居室の使用について

居室には以下の物品が備え付けられています。ただし、安全管理のため居室内のロッカーやベッドの配置を変えないで下さい。また、各居室には暖房設備としてスチーム（11月中旬～年度末）があります。なお、4、5年生は個室になりますが、1～3年生は原則、男子の場合には各学年1名の3名1室、女子は2名1室となります。

勉強机、椅子、書棚、ロッカー、ベッド

これらの物品は大切に使用し、万一破損したり紛失したときは直ちに寮事務室に報告して下さい。前期と後期の部屋替や退寮時には元の状態に戻して下さい。なお、各居室の破損・汚損状況の把握のため入居時からある破損・汚損箇所については入居後1週間以内に寮事務室へ申し出て下さい。

居室には同室以外の者が宿泊することはできません。また、寮生以外を寮内に入れることも禁じられています。寮生以外を寮内に入れる場合には、当直寮監の許可を得てください。

また、外部委託によるLAN接続が可能であるため、必要な場合には、寮生自身で寮事務室にある申込用紙を用いて申請してください。なお、ネットワークは学習のために利用することとし、関連する法律、ルール、マナーを守り、必ずアンチウイルスソフトをインストールして利用してください。各寮には外部委託先との連絡係であるネットワーク委員がいます。

### 3. 寮棟内の共同設備等の利用について

寮棟内には生活に必要な共同設備があります。

#### (1) 寮監室

寮生を指導する教員（寮監）が、以下の時間勤務している部屋です。

平日・休日宿直：17時00分～翌朝8時30分（第1、第4青峰寮、青峰寮Aで3名が勤務します）

休日日直：8時30分～17時00分（青峰寮Aでのみ1名が勤務します）

急病の時はすぐに寮監に連絡して下さい。簡単な救急用品が備えてあります。また、急用の時は遠慮なく寮監に相談して下さい（各寮寮監室の電話番号は表紙裏にあります）。

#### (2) 談話補食室

各棟各階には冷暖房設備を備えた談話補食室があります。テレビやソファが設置され、寮生の憩いの場所となっています。また、簡単な食事が作れる調理コーナー（IHクッキングヒーター、電子レンジ、オーブントースター）、冷蔵庫、製氷機、給湯設備があります。

#### (3) 静養室

足を骨折した場合やインフルエンザなどの際に利用する部屋として各寮1階に準備されています。

#### (4) 洗濯場

各棟の洗濯場には洗濯機と乾燥機が設置されています。

- (5) 週番室  
週番室には、寮内放送設備などが設置されています。
- (6) 電話  
週番室には着信専用電話、寮管理棟前には公衆電話が設置されていますが、学生寮内に携帯電話を持込むことができます。また、校内の連絡には週番室の校内電話が利用できます。
- (7) 靴箱  
靴箱は玄関にあり、各自に専用のボックスが用意されています。寮棟内は土足禁止となっているので、室内用のスリッパに必ず履き替えて下さい。

#### 4. 寮棟以外の施設について

- (1) 寮事務室  
寮事務室は学生寮地区の中央にある寮管理棟の中にあり、業務時間は平日の8時30分から17時00分です。寮生活に関する連絡や荷物、郵便物等の受け取りは寮事務室を通して行います。ただし、荷物、郵便物等は土曜日、日曜日、祝祭日は配達されません。
- (2) 食堂  
食堂は学生寮地区の中央にあります。寮生の食事はセルフサービスになっています。定められた時間内に食事をして下さい。  
休日前夜から休日翌朝の間に食事する寮生は、食券を事前に購入する必要があります。食券がないと食事することができません。(食券の購入は11ページを参照してください)

食 事 時 間		
	平 日	休 日
朝 食	7時30分 ~ 8時30分	7時50分 ~ 8時50分
昼 食	12時10分 ~ 13時00分	12時00分 ~ 13時00分
夕 食 (夏季)	17時30分 ~ 19時25分 (17時30分 ~ 19時55分)	17時30分 ~ 19時25分 (17時30分 ~ 19時55分)

\* 夏季期間は6月中旬から夏季休業日前まで

- (3) 浴場  
男子用は寮管理棟の裏側(南側)に2つの浴場(鈴の湯、鹿の湯)があります。また、女子用は女子寮内に設置されています。なお、入浴時間は原則17時30分から20時25分です。
- (4) 自動販売機  
寮管理棟の前には飲み物の自動販売機があります。
- (5) 自転車置場  
自転車は必ずチェーンロック式の鍵(二重ロック)をして、1~3年生男子は4寮の自転車置場および3寮前に、4,5年生は2寮前に置いて下さい。また、女子は女子寮棟前または寮門横の専用置場を利用して下さい。
- (6) ごみ置場  
寮管理棟の西側にあります。ごみは、鈴鹿市のごみ分別方法に従い、必ず「燃やせるごみ」、「プラスチックごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ(「紙類」、「あきかん」、「あきびん」、「ペットボトル」、「衣類」)」、「有害ごみ」等に分別してから出して下さい。自転車などの粗大ごみは各自で鈴鹿市粗大ごみ受付センター(059-382-7646)に電話連絡のうえ市内スーパーやコンビニエンスストアで購入した粗大ごみ処理券を貼付し出して下さい。なお、粗大ごみを出す場合は寮事務室にも申し出て下さい。
- (7) 青峰会館  
青峰会館は全学生・教職員のための福利厚生施設で、1階には食堂、売店、自動販売機があります。2階にはセミナー室があり、会議や集会などでの利用やクラブの合宿にも使用できます。
- (8) 図書館、情報処理センターの夜間利用  
図書館は22時、情報処理センターは20時まで平日の夜間には利用することができます。寮生の利用時間は次のとおりです。

1~3学年

20時25分まで利用できます。ただし、第3学年学生においては、外出願による寮監等の許可

を受けることにより，21 時 25 分まで利用できます。

4,5 学年

男子学生は 22 時まで，女子学生は門限に間に合う 21 時 25 分まで利用できます。

5．その他

夏季休業，冬季休業，学年末休業等，長期間学校が休日になる場合には閉寮します。4 月入寮後配付の学生寮行事予定及び食堂給食予定を参考にしてください。

## 寮で必要な経費

学生寮での必要経費は以下のようになっています（年度により変更される場合があります）。

### 1. 学生寮経費について

項目	前期分	後期分	備考
寄宿料	4,200 円	4,200 円	月額 700 円（複数人数室）
	4,800 円	4,800 円	月額 800 円（個室）
入寮費	4,000 円		入寮時のみ
学生寮生活費	32,050 円	32,050 円	月額 6,410 円（8月, 3月は除く）
合計	40,250 円	36,250 円	複数人数室
	40,850 円	36,850 円	個室

\* 学生寮経費について、前期分は4月に保護者または寮生が開設した預金口座より振替納入していただき、後期分を10月に振替納入していただきます。

- (1) 寄宿料（部屋代）
- (2) 入寮費（布団カバー、スリッパ等の購入経費）
- (3) 学生寮生活費（光熱水費、保健衛生・生活環境改善経費、学生寮行事費、寮生会活動費等）

### 2. 給食費について

- (1) 振替徴収の方法について  
給食業務は業者委託になっています。給食費は毎月の食事数に応じた金額を2か月ごとに保護者、または寮生が開設した口座振替にて業者に納入することになっています。食費の詳細については、4月に保護者宛に通知します。
- (2) 週末等の食事について  
週末帰省せずに寮食堂で食事を取りたいときには、金曜日の夕食から月曜日の朝食までの食券を、寮食堂内の食券販売機で休日の2日前までに購入して下さい。なお、祝祭日・臨時休業も同様です。（食事の有無については、食堂給食予定表を参照して下さい）

（週末等の食券金額）

朝食 120 円， 昼食 250 円， 夕食 400 円

### 3. 欠食する場合の手続きと返金について

欠食のときは、次の場合に限り上記金額を返金します。なお、返金されるお金は、次回の給食費の振替徴収の際に精算されます。

1, 2 年生の学外研修により欠食する場合（欠食届の提出は不要です）  
大学編入学試験、就職試験、病気などによる帰省等で、3 食以上連続して欠食する場合（原則、2 日前までに欠食届の提出が必要です）

諸般の事情により、欠食届けが提出できない場合には、直ちに寮事務室に連絡してください。連絡を受けた場合には、欠食届け提出の代行をいたします。

### 欠食届

欠食届 (寮務係用)				欠食届 (業者用)			
担任	寮別	第	寮	寮別	第	寮	寮室
(B)	第	学年	学年	第	学年	学年	寮室
	氏名		印	氏名			印
	欠食期間	月	日朝・昼・夕食より	欠食期間	月	日朝・昼・夕食より	
		月	日朝・昼・夕食まで		月	日朝・昼・夕食まで	
	理由			理由			
<small>※ 病気、学外研修等で3食以上欠食し、寮務係事務又は担任が認めた場合のみ食費の清算をします。 ※ 欠食する2日前迄に、原則として寮務係に届出ること。 ※ 前払等で滞寮日が記入できない場合は滞寮した時に寮務係に必ず滞寮の報告をすること。 ※ 滞寮者連絡月日 月 日</small>				<small>(C)</small>			

### 欠食届けの書き方

寮生はA項目内を自著・押印し、担任に提出して許可を得ます（B欄に認印が押印される）。その後、寮事務室に提出します。なお、病気等により、欠食期間の終了日（欠食期間末日）が未定の場合には、C項目内の欠食期間末日は空白で提出し、帰寮時直ちに寮事務室に帰寮の報告をしてください。

## 寮生心得（寮生活を楽しく過ごすために）

どんな社会においても、そこでいきいきと生活している人は、はっきりとした目標に向かって積極的に活動している人です。学生寮でも同じことであり、そのためには健康で事故がないことが望ましいわけです。しかし、長い間にはいろいろなことが起きるものです。そうした事故を防ぐために、次の各項に留意して有意義な寮生活を送りましょう。

### 1．思いやりの心を持って

学生寮における集団生活では、他人の迷惑行為には敏感でありながら、逆に自分が他人に迷惑をかけていることには案外鈍感になりがちです。お互いに他人の立場を理解して、『相手を思いやる心』を持ちたいものです。そのためにも次の事項について各自が心がけるようにしましょう。

#### (1) 挨拶

挨拶は、お互いの人間関係を良くするための基本です。きちんと挨拶ができない人はどんな社会でも信頼されません。「おはようございます」、「ありがとうございます」、「すみません」、「失礼します」などの挨拶が率直に言えるような人になりましょう。特に、新入生諸君は、教職員や上級生に努めて挨拶するようにして下さい。

#### (2) 困ったことがあれば

寮生活で困ったことがあれば、早めに寮監や寮事務室あるいは担任や学生相談室に相談しましょう。一人で悩んだり、結論を急いだりする必要はなく、人生の先輩からアドバイスをもらうことが最良です。

また、寮長、副寮長、指導班長などの上級生は、寮生の良き理解者でもあります。特に、新入生諸君は、早く学生生活（寮生活）に慣れるため、どんどん先輩達と会話をしましょう。

#### (3) 善悪の判断と意志の強さ

集団になるとついつい人間は気持ちが大きくなって、たとえ、悪いと思っていなくてもそれほど気にならなくなってしまうことがあります。悪いことに引きずり込まれそうになったときや間違ったことに対しては、「はっきりと断る強い意志」を常に持つことが必要です。

集団生活の中で、「優柔不断」な態度は禁物です。迷ったら寮役員、寮監、寮事務室に相談しましょう。

### 2．共同生活の基本ルール

寮生には、活発な人もいればおとなしい人もいます。寮生が安心して生活を送るためには、共同生活のルールが必要です。ここでは基本的な寮生活のルールを述べておきます。よく読んで各自がしっかりルールを守るようにしましょう（1,2 ページ参照）。

#### (1) 寮の規則について

学生寮はすべての寮生が安心して生活できる場所ではなくてはなりません。

次のことを厳守して下さい。

異性が居住する寮内に入ってははいけません。

深夜に出歩くこと、飲酒喫煙、暴力、窃盗など、寮の秩序や規則を乱すような行為は絶対にしてはいけません。

上記のような行為があった場合は、懲戒、退寮などの処分を受けることがあります。十分注意して下さい。

#### (2) 安全確認のための点呼の意識について

学生寮では1日に3回（ただし、4,5年生は2回）点呼を実施し、寮生の安全確認に努めています。迅速かつ正確な点呼を行うためには、寮生一人一人の協力が必要です。

無断で点呼を欠席したり、無断で外出したりしないようにして、安全確認に協力しましょう。

病気などで点呼に出席できないときには、寮生を通じて寮監に連絡して下さい。

#### (3) 自習時間（20時30分以降）について

寮生は自室で勉強に専念しましょう。他人への迷惑行為（大声、オーディオ製品の音量など）は禁止されています。

#### (4) 夜間外出について

門限（3 ページを参照してください）以降は無許可で外出はできません。買い物などは門限までに済ませて下さい。

(5) 様々な届出及び許可について

帰省・外泊や門限以降の外出は、所定の書類を提出して許可を受けなければなりません（詳細については3～5 ページを参照してください）。

提出先は、当直寮監です。帰寮後は直ちに宿直寮監に帰寮届を提出して下さい。

(6) 日常の清掃について

寮生の生活の場である自室は、各自で清掃します。共同部分である玄関（ホール）、廊下、階段、浴場などは、当番制で清掃することになっています。

(7) 洗濯，食事，入浴について

洗濯は、衛生面からこまめにするのが肝心です。洗濯機に衣類を一度に多く入れると故障しやすいので注意しましょう。

食堂、浴場は多くの寮生が同時に使用しますから、食事時間や入浴時間などの利用上のマナーを守りましょう。

(8) 布団カバーの交換について

布団カバー（シーツ）は隔週毎にクリーニングに出しますので、交換日には布団カバーを各自で取り外し、男子は談話室、女子は週番室に持参して保健衛生委員の指示に従って交換して下さい。なお、天気の良い日は、布団を干して清潔にしましょう。

### 3．病気と保健衛生

(1) 健康に対する心構え

寮生活の日課は、寮生活を規律あるものにするためのものですが、特に十分な睡眠は健康維持に不可欠です。そのためにも、日課表を守って夜更かしは絶対やめましょう。偏食せずに、毎食きちんと食べて体力を保ちましょう。また部屋の掃除をして清潔な生活環境の保持に努めましょう。

(2) 病気になった場合

病気で体調を崩したときには、早めに寮母、寮事務室または当直寮監に連絡して下さい。また、慢性の病気は、学級担任に連絡しておくようにしましょう。急病の場合は本校で病院へ移送しますが、療養は家庭で行うことを原則としています。

### 4．火災予防と交通事故防止

火災と交通事故は、学生寮で最も注意していることです。学生寮では、新入寮生に対して「防災ガイドンス」を、また、全寮生には毎年「防災訓練」を実施することにより、万一の場合の対応に努めています。他方、車に対する若者の関心が高いことにも留意し、交通事故防止のために必要な規制を定めています。

(1) 火災予防の注意

寮生は、各居室及び共同施設における火気管理について、次のことに注意し守って下さい。

持込み禁止の電気製品を使用しないこと

タコ足配線により複数の電気製品を使用しないこと

照明器具等高温過熱する電気製品の電源を長時間つけておかないこと

電気製品の周辺の整理整頓をすること

退室時には電気製品等のスイッチを切り、コンセントを抜いておくこと

その他、火災のもととなるような火気について細心の注意を払うこと

(2) 火災の対応について

学生寮で火災や地震が発生した場合には、全寮の寮監、寮長、副寮長、指導班長が協力し、全寮生を安全に避難させる体制が整備されています。慌てずに、次頁の手順に従って避難して下さい。

(3) 交通事故防止のための禁止事項

自動車、原動機付自転車、自動二輪車などの学校への持ち込み、及び学校周辺への放置

自転車の2人乗り、傘さし運転、夜間の無灯火運転、オーディオプレイヤー等を聞きながらの運転など、道路交通法違反に類するもの

## 火災報知機の作動

火災による熱や煙を感知

すぐに廊下に出て煙が立ちこめているか確認する

煙が見えない時

他寮，他階の火災の可能性が  
あります  
避難できる体制で待機して下  
さい  
その後，各階の寮長・副寮長，  
指導班長の指示に従って下さ  
い

煙が見えた時

「火事だ」と大声で叫んで近くの部屋の寮生  
に知らせて下さい  
各階の寮長・副寮長，指導班長の指示に従っ  
て避難して下さい  
[ 防煙のため，タオルを口に当て体を低くし  
て避難して下さい ]

### 避難経路

- 非常口 <火災報知機と連動して解錠>  
(女子寮，4寮)
- 煙がなければ部屋に近い階段

グランドへ

注) 煙の侵入を防ぐため部屋の窓を閉めて下さい。  
残留者確認のためカーテンを開けて下さい。

## 5. 現金や貴重品の管理

学生寮は共同生活の場です。私物がなくなることは，本人と同様に周囲の人にも不愉快になります。必要以外の現金や貴重品は，できるだけ持たないようにし，やむを得ない場合は，その管理に細心の注意をして下さい。

### (1) 施錠ができる箇所

施錠ができる箇所としては机の引き出し，ロッカーがあり，貴重品等を保管することができます。鍵の保管場所に注意して他人に知られないようにして下さい。また，自室で施錠できる所は，必ず施錠して下さい。

### (2) 紛失・盗難事故防止の心構え

多額の現金は寮事務室に預けましょう。現金が必要な場合には，キャッシュカードを利用し，最寄りの郵便局・銀行等の現金自動預払機でその都度引出しましょう(6ページ参照)。

自室から離れる際には，必ず自室の施錠をしましょう。特に，複数人で一部屋に居住する下級生は施錠を怠る傾向がありますので，自室を離れるときは施錠する習慣を身につけましょう。

浴場(鈴の湯と鹿の湯)にも鍵付ロッカーが設置されていますが，現金や貴重品は持って行かないようにしましょう。

自分の持ち物にはすべてに入学年度，所属学科，氏名を書きましょう(6ページ参照)。

珍しい物や高価な物は他人の注意を引き，思わぬ事故を起こす原因となりますので，学生寮には持ち込まないようにしましょう。